

月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田の業務内容やイベントなどを紹介する広報紙です

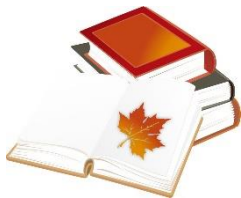
《2020.10月号》

発行: 〒010-0065 秋田市茨島1-12-16

ハローワーク秋田 (電話 018-864-4111)

(FAX 018-864-1815)

コーワーク秋田に電話の際は、音声案内にしたがって担当の「部門コード」を入力してください。



障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度

「もにす認定制度」のご案内

「もにす認定制度」とは障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取り組みの実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度です。認定制度により、障害者雇用の取り組みに対するインセンティブを付与することに加え、既に認定を受けた事業主の取り組み状況を、地域における障害者雇用のロールモデルとして公表し、他社においても参考とできるようにすることなどを通じ、中小事業主全体で障害者雇用の取り組みが進展することが期待されます。

中小事業主の皆さまへ

障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました!

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となることのメリット

● 認定マークを使用できます!

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます



● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります!

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます
また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります
御社の魅力を広くアピールすることができます、求職者からの応募の増加が期待できます

● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります!

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります!

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受けることができる場合があります
詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

Q 「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか?

A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です!

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。*詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主 検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク LL020702障01

■ 認定事業所となることのメリット

1. 障害者雇用優良中小事業主認定マーク (愛称: もにす) が使用できます



2. 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります。
3. 日本政策金融公庫の低金利融資対象となります。
4. 公共調達等における加点評価を受けられる場合があります。

お問い合わせ先: 専門支援部門 (部門コード43#)



《information》

イベント情報

～ハローワーク秋田が主催（または共催）する面接会や各種相談会の情報です～

○「ミニ面談会（ココロde面談会）」

* 求人者と求職者の接触の機会を増やすため、ハローワーク秋田の相談室で開催するミニ面談会です。履歴書を持参しての堅苦しい面接会ではなく、お気軽に事業所の担当者から会社内容、求人内容、求人条件を聞くことができます。服装も自由です。

* 会場はハローワーク秋田1階相談室となります（当日は、1階総合案内で受付してください）。

* 参加を希望される方は、ミニ面談会担当者へお申込みください（事前予約をおすすめします）。

＜10月の予定＞ 予定は変更となる場合があります。詳しくはお問い合わせ下さい。

時間は午前⇒10:00～12:00・午後⇒2:00～4:00となります。

- ① 10月 1日 午前：拓稜ハウス土崎南・割山（株式会社シンワ）
- ② 10月 2日 午前：ショートステイ御所野の森（㈱和敬園）
- ③ 10月 6日 午前：株式会社プレステージ・インターナショナル 秋田BPOキャンパス
- ④ 10月 7日 午前：介護センター 花☆花
- ⑤ 10月 8日 午前：株式会社アースワン
- ⑥ 10月 9日 午前：有限会社伸栄実業
- ⑦ 10月 12日 午前：特別養護老人ホーム太平荘、他（社会福祉法人晃和会）
- ⑧ 10月 13日 午前：特別養護老人ホーム幸楽園・ショートステイ幸楽園 他（社会福祉法人幸楽会）
午後：株式会社全建
- ⑨ 10月 14日 午前：JNシステムパートナーズ株式会社
- ⑩ 10月 15日 午前：株式会社秋田キャッスルホテル
- ⑪ 10月 16日 午前：ひとむすび八橋（株式会社いわま薬局）
午後：特別養護老人ホームひなた、他（社会福祉法人新秋会）
- ⑫ 10月 19日 午前：ケアセンターりん（㈱凜）
午後：社会福祉法人秋田県社会福祉事業団 障害者支援センター御所野
- ⑬ 10月 20日 午前：有限会社やさしい手秋田
- ⑭ 10月 21日 午前：株式会社伊徳 自衛隊通店
- ⑮ 10月 22日 午前：介護センター 花☆花
- ⑯ 10月 23日 午前：株式会社プレステージ・インターナショナル 秋田BPOキャンパス
午後：三国商事株式会社
- ⑰ 10月 26日 午前：株式会社ニチイ学館 秋田支店
- ⑱ 10月 27日 午前：拓稜ハウス土崎南・割山（株式会社シンワ）
- ⑲ 10月 28日 午前：JNシステムパートナーズ株式会社
- ⑳ 10月 30日 午前：株式会社伊徳 新国道店



【担当：紹介第1部門 部門コード 41#】

○各種相談会

* 各相談会とも、事前の予約が必要です。* 相談会場は、いずれもハローワーク秋田1階相談室です。

◆「雇用保険と老齢厚生年金の併給調整、国民健康保険料の軽減措置」について

□ 相談実施日：10月26日（月）13:00～17:00

【担当：雇用保険給付課 部門コード 11#】

◆「しごと・ストレスチェック相談室」

□ 相談実施日：10月2日（金）、10月16日（金）13:00～15:00

【担当：紹介第1部門 部門コード 41#】

◆「福祉のお仕事」相談コーナー（秋田県健康福祉部長寿社会課）

□ 相談実施日：10月27日（火）10:00～15:00

【担当：紹介第2部門 部門コード 41#】

◆「看護のお仕事」相談会（秋田県ナースセンター）

□ 相談実施日：10月13日（火）、10月30日（金）9:00～12:00

【担当：紹介第2部門 部門コード 41#】

“ハロトレ” 情報 <就職のために新たな技能や知識を習得しませんか！>

区分	訓練科名	訓練期間	定員	訓練実施場所	募集期間
公共職業訓練	介護実務者研修科	11月17日～5月13日	20名	ママファミ介護教室	9月10日～10月14日
	パソコン・事務習得科	11月25日～2月26日	20名	トラパンツコンテンツスクール本校	9月23日～10月27日
	医療事務科【託児サービス付き】	12月3日～3月8日	20名	(株)ニチイ学館 秋田支店 秋田教室	9月23日～10月27日
	テクニカルオペレーション科	12月1日～5月31日	15名	ポリテクセンター秋田	9月29日～10月27日
求職者支援訓練	Web制作技術者養成(夜間)科	12月7日～5月6日	15名	トラパンツコンテンツスクール本校	10月21日～11月11日
	OA経理事務科	12月16日～3月15日	15名	富士ネットワーク (株)OAステーション 秋田校	10月29日～11月19日
	介護職員初任者研修&パソコン習得科	12月23日～3月22日	15名	社会福祉法人正和会 ケアコンプレックス寺内	11月2日～11月25日

* 新型コロナウイルス感染防止対策のため、状況により開催日程等が変更または訓練そのものが中止になる場合もありますのでご了承下さい。

* 選考により受講者を決定しますので、お申込みいただいても受講できない場合があります。ご了承ください。

* 日程等が変更される場合がありますので、申込み前に再度確認願います。

* 受講料は無料ですが、教材等の自己負担があります。

* 「ハロトレ」【ハロートレーニング ～急がば学べ～】は、「公的職業訓練」の「愛称」と「キャッチフレーズ」です。



【お問合せ先：紹介第1部門 部門コード 41#】

令和2年10月1日(木)から 秋田県の最低賃金が変わりました。

守ってね！最低賃金。

パート、アルバイトの方、学生さんもすべてのひとに適用されます。自分の最低賃金ちゃんと調べようね。

秋田県 最低賃金 **792円** ↑2円UP↑

令和2年10月1日から【時間額】

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

厚生労働省

次に掲げる賃金は、
最低賃金額の計算には含まれません。

- (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (3) 1カ月をこえる期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (4) 時間外、休日及び深夜労働に対する賃金

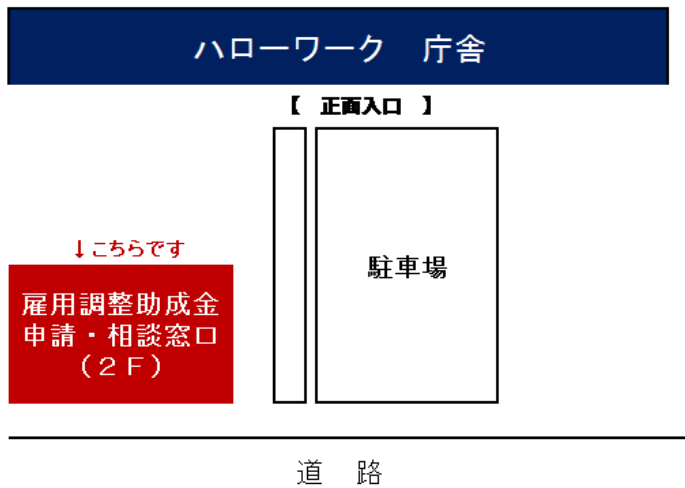
【問い合わせ先】

秋田労働局賃金室
(018-883-4266) または
秋田労働基準監督署
(018-865-3671) まで

企画部門からの
お知らせ

雇用調整助成金の受付場所が変わりました。

10月1日より、雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の申請窓口が下記の場所が変わりました。



■窓口での申請は予約制としております。現在大変混み合っておりますので余裕をもってご予約下さい。

【お問合せ先】
企画部門 部門コード32#



ハローワーク秋田 雇用の動き(令和2年8月)

概況 (常用)

求職者数と求人数は、新規・有効とも前年同月比で減少している。この結果、有効求人倍率は1.29倍となり、前年同月と同数値、前月からは+0.06ポイント上昇した。

管内の雇用情勢は、求人倍率が高い水準を維持しているものの、新規求人数が減少傾向で推移しているほか、事業主都合による離職者の増加など懸念材料も見られるため、引き続き新型コロナウイルス感染症等の影響を注視する必要がある状況となっている。

【用語解説】

- * 月間有効求人数：前月から繰越された有効求人数（前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう）と当月の「新規求人数」の合計数をいう。
- * 月間有効求職者数：前月から繰越された有効求職者数（前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう）と当月の「新規求職申込件数」の合計をいう。
- * 月間有効求人倍率：求職者に対する求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得たもの。

■有効求人倍率(常用)の推移

